# ラグーナビーチ （ 大塚海浜緑地 ） 利用のご案内

港湾管理者　愛知県
指定管理者 ラグーナビーチ共同事業体

当施設は、愛知県が整備し、指定管理者ラグーナビーチ共同事業体（以下「LB」 という）が管理する公共の場所ですので、原則としてどなたでも利用することができます。 したがって、一般の立入りを制限するような利用は原則としてできませんが、地域振興・観光振興となるイベントなど、一定の公共性があるもの（以下「イベント等の利用」という。）は、可能となる場合があります。 その場合は、あらかじめ指定管理者 LB に相談・申込みが必要となります。

■ イベント等の利用について

〇利用日の概ね３ヶ月前ぐらいまでに別添様式により相談してください。

〇相談先：指定管理者ラグーナビーチ共同事業体 （TEL0533-65-8548）

〇相談の際は、あらかじめ予約の上、別添利用協議書（正本・副本）を持参し、LB 管理事務所に来所していただき、企画内容等についてご説明願います。（副本については、受付印を押印して返却します。） なお、次のような場合には、利用できません。 ・公序良俗に反する内容の場合や、法的に問題のある場合、反社会的な内容の場合、危険と思われる内 容の場合、本邦外出身者に対する不当な差別的言動が行われる場合、またはそれらが生じるおそれの ある場合 ・施設全体を貸し切るような場合 ・過去に同様イベントの開催実績がないなど、主催者にアクシデント対応能力がないと判断される場合 ・指定管理者の指示に従っていただけない場合 ※管理上の支障がある場合は、希望する日に利用できないことがあります。

〇企画内容によっては、県に申請が必要なものがありますので、その場合は愛知県三河港務所蒲郡出張所 （TEL0533-69-5381）に別途相談が必要です。 ※入場料を徴収するイベントについては、原則不可ですが、場合により許可される場合があります ので、 まずは指定管理者 LB までご相談ください。

〇原則としてイベントに係る事故、クレーム等については全て主催者責任において対応していただくことになります。

〇イベントに伴い発生したゴミ等は全て主催者責任において処分してください。

〇イベントに伴い施設等を損傷した場合は、主催者責任において原状復旧してください。（工事等が必要な場合、修繕工事費を別途請求させていただきます。）

〇やむなく申し込みをキャンセルされる場合は、開催日の１ヶ月前までにご連絡ください。

■ 実施までの流れ

① イベント企画

② 指定管理者 LB へ相談・申込み ※実施についての調整は以降、必要に応じて随時開催。

【必要書類】 ・別添協議書・その他参考資料（駐車場の利用についてなど） ※LB は指定管理者として、実施の可不可、県へ申請が必要かどうかを判断します。

③ イベント実施